

教育課程又は教員組織に関する重要な変更に対する評価結果への付記事項

法科大学院名称	認証評価申請年度	認証評価時の認定
同志社大学法科大学院	2018 年度	適合

法科大学院基準		付記事項	
大項目	評価の視点	<変更前>	<変更後>
教育内容・方法・成果	2-3 授業科目が、法令の定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたりバランスよく開設され、かつ、それぞれの科目群にふさわしい内容となっているか（「告示第 53 号」第 5 条）。	法令の定める科目群ごとの開設科目数及び単位数は、法律基本科目が 60 科目 102 単位、法律実務基礎科目が 14 科目 26 単位、基礎法学・隣接科目が 18 科目 37 単位、展開・先端科目が 48 科目 96 単位となっていた。	カリキュラム改正により、2021 年度において法令の定める科目群ごとの開設科目数及び単位数は、法律基本科目が 49 科目 94 単位、法律実務基礎科目が 12 科目 23 単位、基礎法学・隣接科目が 14 科目 28 単位、展開・先端科目が 45 科目 87 単位となっている。
	2-30 法律基本科目については、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の基準（標準 50 名）に従って適切に設定されているか（「告示第 53 号」第 6 条第 2 項）。	法律基本科目の必修講義科目は最大で 43 名であった。	2021 年度における法律基本科目の必修講義科目は最大で 37 名であり、50 名を超えるクラスは設定されていない。
	2-42 司法試験の合格状況並びに標準修業年限修了者及び修了率等に関する情報を適切に把握・分析し、法科大学院の教育内容・方法の恒常的な改善を図るために活用しているか。かつ、それが理念・目的及び教育目標の達成に結びついているか。	2012～2017 年の司法試験合格率は、全国平均の 2 分の 1 以上は確保されていた。	2021 年度の司法試験合格率は 35.5% であり、全国平均の 2 分の 1 以上となっている。
教員・教員組織	3-1 専任教員数が、法令上の基準を遵守しているか。ま	認証評価時における専任教員数は 26 名であり、必要人数である 14 名を上回って	2021 年 5 月 1 日時点における専任教員数は 24 名となっている。

	た、法令上必要とされる専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「専門職」第5条第2項、「告示第53号」第1条第1項、第5項）。	いた。	
	3-2 法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示第53号」第1条第6項）。	認証評価時においては、専任教員全員が教授であった。	2021年5月1日時点においては、専任教員24名全員が教授である。
	3-3 専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。 1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 （「専門職」第5条）	認証評価時においては、専任教員26名のうち研究者教員の21名であった。	2021年5月1日時点においては、専任教員は24名であり、そのうち研究者教員は20名となっている。
	3-4 法令上必要とされる専任教員数のおおむね2割以上が、5年以上の法曹等の実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第53号」第2条）。	認証評価時においては、法令上必要とされる専任教員数が14名であったため、3名以上の実務家教員を置く必要があり、実務家教員が4名在籍していた。	2021年度においては、法令上必要とされる専任教員数が14名であり、実務家教員が4名在籍している。
	3-5 法律基本科目の各科目について、専任教員が適切に配置されているか。	認証評価時においては、憲法2名、行政法2名、民法5名、商法2名、民事訴訟法3名、刑法2名、刑事訴訟法3名の専任教員が配置されていた。	2021年5月1日時点においては、憲法2名、行政法3名、民法5名、商法2名、民事訴訟法3名、刑法2名、刑事訴訟法2名の専任教員が配置されている。

	<p>3-6 法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。</p>	<p>認証評価時においては、法律基本科目の必修科目では 83.6%、選択科目では 92.9%、全体では 85.7%、基礎法学・隣接科目の 65.0%、展開・先端科目の 46.0% を専任教員が担当していた。</p>	<p>2021 年度においては、法律基本科目の必修科目では 85.8%、選択科目では 83.7%、全体では 85.2%、基礎法学・隣接科目の 60.0%、展開・先端科目の 48.0% を専任教員が担当している。</p>
学生の受け入れ	<p>4-2 学生の受け入れ方針に基づき、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するための選抜方法及び選抜手続を設定し、事前に広く社会に公表しているか（「専門職」第 20 条）。</p>	<p>認証評価時においては、法学未修者一般入試（A 方式）、法学未修者社会人特別選抜（B 方式）、法学未修者英語優秀者特別選抜入試（C 方式）及び法学既修者入試（D 方式）の 4 つの選抜方法及び選抜手続を設定していた。</p>	<p>2022 年度入試より法曹コース修了見込み者を対象とした法曹コース特別選抜入学試験として、法学既修者 5 年一貫型教育選抜入試（前期・後期 E 方式）及び法学既修者開放型選抜入試（前期・後期 F 方式）を実施している。</p>
	<p>4-6 法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、その認定基準は適切な方法で事前に公表されているか（「専門職」第 25 条）。</p>	<p>認証評価の時点では、法学既修者の認定基準・方法は入学試験要項及びホームページにおいて事前に公表されていた。</p>	<p>法曹コース特別選抜入試において入学した者及び法曹養成連携協定校の法曹コースを修了し、特別選抜入学試験以外の一般入学試験により入学した者については法学既修者として認定することについて、入学試験要項及びホームページにおいて事前に公表している。</p>
	<p>4-9 入学者選抜における競争性の確保に配慮し、質の高い入学者の確保に努めているか。</p>	<p>過去 5 年間で一度も競争倍率が 2 倍未満となったことはない。</p>	<p>2022 年度入学者選抜においては、競争倍率が 2.18 倍となっている。</p>